

第7 消防教育

1 教育方針

本県は、台風、洪水、地震、津波など多数の災害発生要因を有しているとともに、近年の産業の進展による都市の広範化、流通の活性化による交通事情の急激な変化、さらには情報化、高齢化などにより社会環境が大きく変化しようとしており、これに伴って各種災害発生の増加が予想される。

平成23年3月11日の東日本大震災による津波では、本県沿岸部にも甚大な被害をもたらし、さらに、住民の津波避難のあり方などにも課題を残したところであり、改めて防災や危機管理の重要性が問われたところである。

こうした状況のなか、消防に対する県民の期待と関心はより一層高まりを見せており、最近の救急需要の増加と相まって救急処置の高度化、大規模災害への対応など消防需要にも迅速的確な対応が求められているほか、警防、予防、救急、救助、防災・危機管理等の広範な業務を任務とする消防職員及び消防団員の資質の向上を図ることは喫緊の課題となっている。

こうした情勢を踏まえ、本校においては消防職団員が教育訓練を受講しやすい環境と体制を整備し、基本的な消防業務の知識・技能を身につけさせるとともに、初任総合教育の更なる充実と効率化、専科教育及び特別教育の高度専門化、幹部教育の階層に相応しい組織運営教育の充実強化等を図ることにより、大規模災害や複雑化する災害に即応できる高度な専門知識と技能を習得させ、防災・危機管理意識の醸成と更には組織活動の基本である規律の保持、体力の練成、正しい倫理感と協調精神を涵養し、積極的かつ能率的に職務を遂行できる消防人の育成に努める。

2 教育計画

消防学校規則（昭和46年宮城県規則第35号）第2条に定めるところにより年間の教育訓練計画を策定し、計画的に教育訓練を実施した。

（1）消防職員の教育訓練

ア 初任総合教育

新たに消防職員に採用された者に対し、消防に関する基礎知識、実務に必要な学科及び技能を習得させ、消防職員として必要な教養を身につけさせ、継続して高度な救助技術、救急技術の専門的教育訓練を実施した。

イ 専科教育

現任の消防職員に対し、警防科、特殊災害科、救助科、救急科の各教育毎に必要なとする専門的な教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（初級、上級）

幹部として習得すべき事項に関する教育訓練を実施した。

エ 特別教育（救急救命士再教育講習）

救急救命士有資格者を対象に、高度な救急救命処置について教育訓練を実施した。

(2) 消防団員の教育訓練

ア 基礎教育

新任の団員に対し、消防団の責務を正しく認識させるとともに、消防団員としての基本的な心構え並びに実務上必要な基礎知識、技能を習得させ、併せて団体生活を通して厳正な規律の保持と協調精神の涵養を図った。

イ 専科教育

ポンプ車及び小型ポンプの機関要員を対象に、ポンプの運用に関する専門的な知識、技能及びポンプ車等の走行上必要な道路交通関係法令に関する知識の習得を図る教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育

班長以上の幹部に対し、消防団幹部として必要な知識・技能を取得させ、監督者としての識見を高め、併せて災害時における指導能力の向上を図るための教育を実施した。

エ 特別教育

地域社会における消防団の使命の重要性にかんがみ、諸般の事情で消防学校に入校できない消防団員を対象に、現地において多様化する災害に対応できるよう実科を主体とした集合教育を実施した。

(3) 民間防災組織員等の教育訓練

幼少年消防クラブの指導者を対象に、一日入校により実科訓練を主体とした教育を実施した。

3 教育内容

(1) 消防職員の教育訓練

初任総合教育については基礎的な学術及び技能を、専科教育については、専門知識と技能の習得に効果のある教育を実施した。

(2) 消防団員の教育訓練

教育訓練計画に基づき、実科、学科について、各教育それぞれ特色のある教育を実施した。また、入校者が限定されることと、その他の事情により入校できない消防団員を対象に、現地において教育方法により消防団員の資質の向上に努めた。

(3) 民間防災組織員等の教育訓練

一日入校による教育訓練を行うことにより、幼少年消防クラブ指導者等の防火防災意識の高揚に努めた。